

平成26年度公立学校教職員の人事行政状況調査について(概要)

平成27年12月25日(金)

1. 調査目的

教職員の人事管理に資するため、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における教職員の人事行政の状況について、都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査を実施しているもの。

2. 調査対象及び調査対象期間

47都道府県及び20指定都市の計67教育委員会を対象とし、平成26年度の状況を中心に調査を実施。

3. 調査項目

- (1) 分限処分(病気休職者数等)
- (2) 教育職員の懲戒処分等(交通違反・交通事故、体罰、わいせつ行為等)
- (3) 指導が不適切な教員の認定及び措置等、条件附採用
- (4) 優秀教職員表彰等
- (5) 教職員評価
- (6) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭の登用状況
- (7) 教員出身でない者の校長等の任用状況
- (8) 教員の再任用状況
- (9) 教育職員の育児休業の取得状況

4. 平成26年度の主な特徴

- ・精神疾患による病気休職者数は、5,045人(0.55%)で、昨年度(5,079人(0.55%))と同程度。 (別紙1)
- ・わいせつ行為等により懲戒処分等を受けた者は、205人(0.02%)で、昨年度(205人(0.02%))と同数。 (別紙2)
- ・体罰により懲戒処分等を受けた者は、952人(0.10%)で、昨年度(3,953人(0.43%))から大幅に減少。 (別紙2)
- ・女性の管理職(校長、副校長及び教頭)は、11,083人(15.7%)で、昨年度(10,863人(15.2%))から増加し、(別紙3)過去最高を更新。
- ・今回、初めて教育職員の育児休業等の取得状況に係る調査を実施 (別紙4)

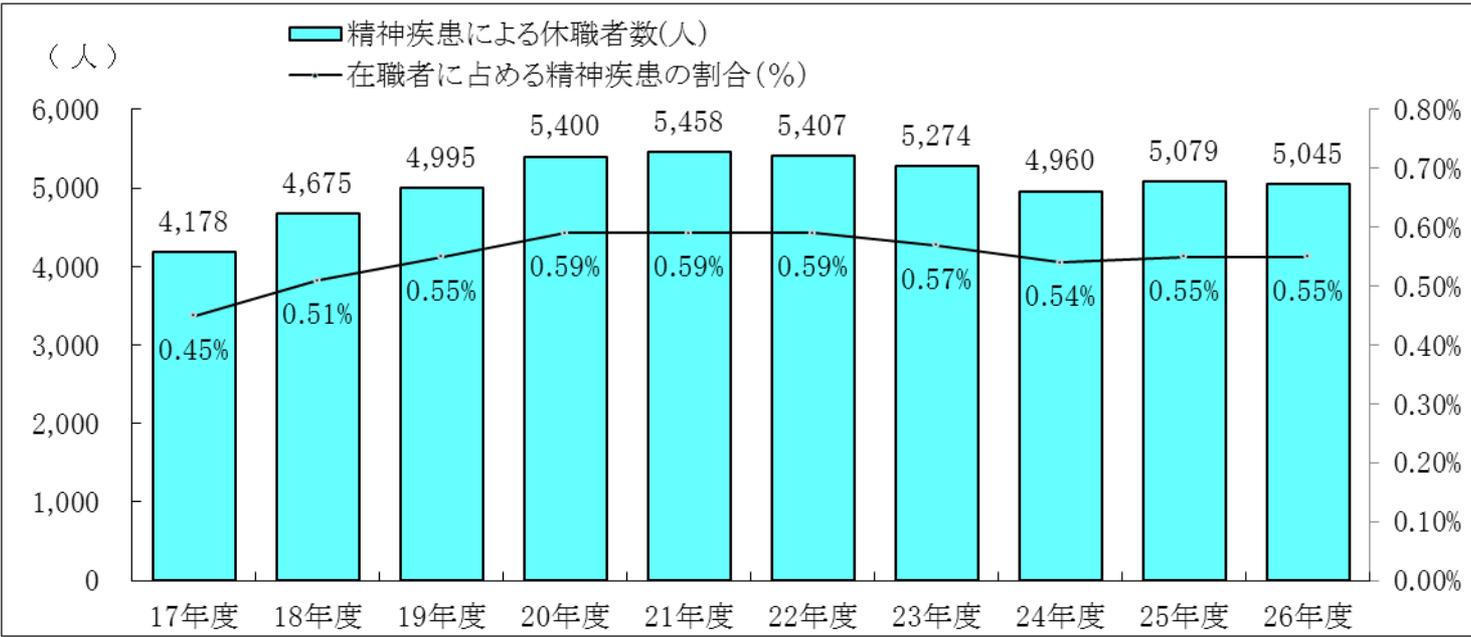
教育職員の精神疾患による病気休職者数(平成26年度)

○教育職員(※)の精神疾患による病気休職者数は、5,045人(全教育職員数の0.55%)で、平成19年度以降、5,000人前後で推移。

(※)公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員 (総計919,253人(平成26年5月1日現在))

○試し出勤等の復職支援に全教育委員会(67教委)が取り組み、復職後のフォローアップ(53教委)(参考:25年度 52教委)等に取り組む教育委員会も増加。

※教育職員の精神疾患による病気休職者数等の推移(平成17年度～平成26年度)



教育職員の懲戒処分等(平成26年度)

○懲戒処分又は訓告等(以下「懲戒処分等」という。)を受けた教育職員は、9,677人(1.05%)で、平成25年度(9,494人(1.03%))から183名増加。

- ・わいせつ行為等により懲戒処分等を受けた者は、205人(0.02%)で、平成25年度(205人(0.02%))と同数。
- ・体罰により懲戒処分等を受けた者は、952人(0.10% 懲戒処分234人、訓告等718人)で、平成25年度(3,953人(0.43% 懲戒処分410人、訓告等3,543人))から大幅に減少。これは、平成24年度の体罰の緊急調査により判明した事案の懲戒処分等が平成25年度までに行われたことによるものである。

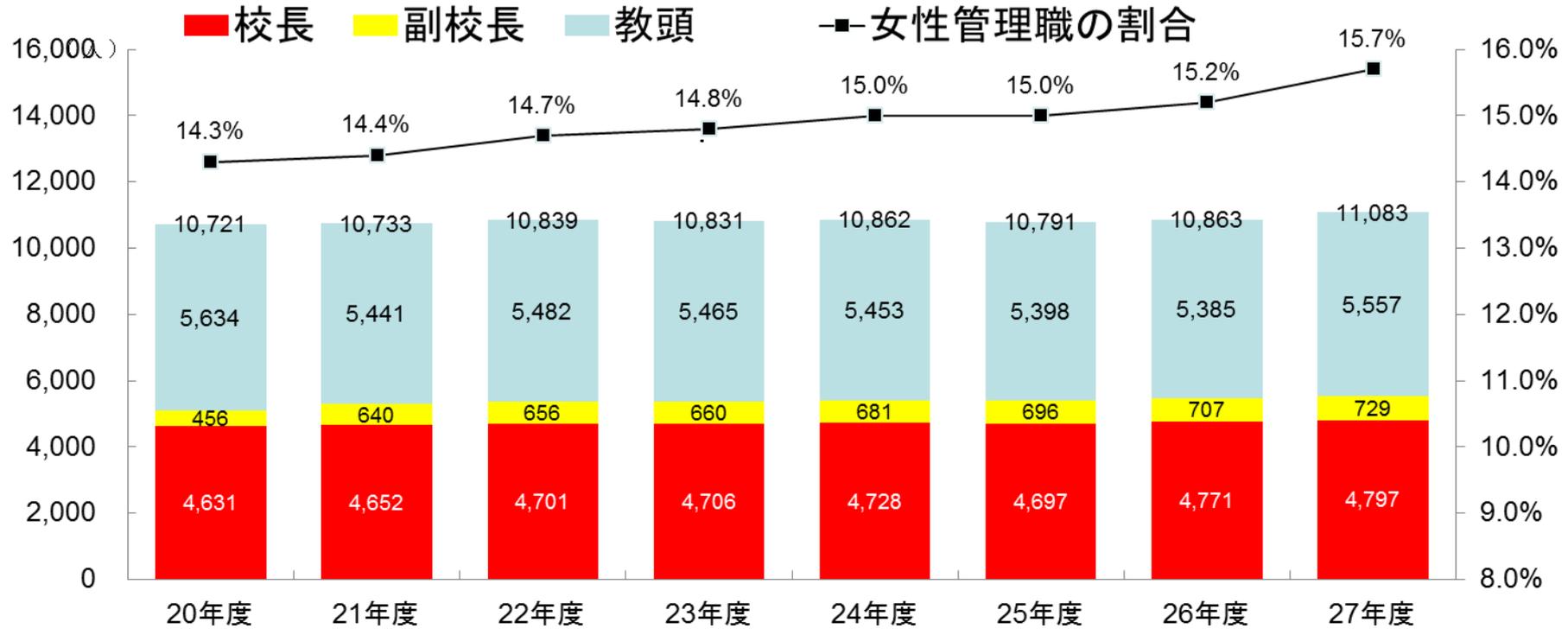
(単位:人)

年度	懲戒処分					訓告等	総計
	免職	停職	減給	戒告	合計		
26年度	182 (0.02%)	184 (0.02%)	271 (0.03%)	315 (0.03%)	952 (0.10%)	8,725 (0.95%)	9,677 (1.05%)
25年度	196 (0.02%)	212 (0.02%)	340 (0.04%)	414 (0.05%)	1,162 (0.13%)	8,332 (0.91%)	9,494 (1.03%)
24年度	208 (0.02%)	148 (0.02%)	247 (0.03%)	366 (0.04%)	969 (0.11%)	9,859 (1.07%)	10,828 (1.17%)

女性管理職(校長、副校長及び教頭)の割合 (平成27年4月1日現在)

- 女性の管理職(校長、副校長及び教頭)は、11,083人で、平成26年4月1日現在(10,863人)から 220人増加。女性管理職の割合は15.7%で、過去最高を更新。(平成26年4月1日現在 15.2%)
- 教育委員会において、能力実証を行った上で、管理職としての任用時に勤務地の配慮を行うなど、仕事と家庭の両立が図られる職場環境を整えることで、女性管理職の登用が可能となるよう努めてきた結果と考えられる。

職種別の女性管理職の人数と割合(平成20年度～平成27年度)



教育職員の育児休業等の取得状況(平成26年度)

- 育児休業を平成26年度に新たに取得した教育職員数は、16,415人で、男性職員は316人(1.9%)、女性職員は16,099人(98.1%)。
- 育児短時間勤務を平成26年度に新たに取得した教育職員数は、847人で、男性職員は19人(2.2%)、女性職員は828人(97.8%)。
- 部分休業を平成26年度に新たに取得した教育職員数は、1,235人で、男性職員は80人(6.5%)、女性職員は1,155人(93.5%)。
- 男性職員の新規取得率について、地方公務員(平成25年度)と比較すると、育児休業と育児短時間勤務が低く、部分休業が高い状況が見られる。

育児休業等の新規取得者の状況(平成26年度)

(単位:人)

区分	教育職員			(参考)地方公務員(25年度)		
	男性職員	女性職員	合計	男性職員	女性職員	合計
育児休業	316 (1.9%)	16,099 (98.1%)	16,415 (100.0%)	1,057 (2.8%)	37,220 (97.1%)	38,277 (100.0%)
育児短時間勤務	19 (2.2%)	828 (97.8%)	847 (100.0%)	79 (2.9%)	2,674 (97.1%)	2,753 (100.0%)
部分休業	80 (6.5%)	1,155 (93.5%)	1,235 (100.0%)	403 (4.3%)	9,062 (95.7%)	9,465 (100.0%)

※()は、合計に対する男性職員・女性職員の割合を示す。

※育児短時間勤務は、任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、①1日当たり3時間55分勤務、②1日当たり4時間55分勤務、③週3日勤務、④週2日と1日のみ3時間55分勤務、⑤その他条例で定める勤務形態を選択して勤務することができる制度。

※部分休業は、任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日当たり2時間まで勤務しないことができる制度。